

令和5年(2023年)4月10日

保護者 様

熊本市教育センター所長

「熊本市学習用タブレット端末の利用についての同意書」のご提出について(依頼)

熊本市が貸与しております学習用タブレット端末については、ご活用いただき感謝申し上げます。

さて、今回学習用タブレット端末貸与に伴う同意書につきまして、記載事項の更新を行いました。

つきましては、各家庭での活用にあたり、お子様と一緒に別添のリーフレットをご覧ください。下記の内容をご理解いただき「熊本市学習用タブレット端末の利用についての同意書」に署名をして、ご提出いただきますようお願いいたします。

記

- (1) タブレット端末(付属品を含む)は、熊本市が貸し出しているものです。
大切に取扱いをお願いします。故障した場合や紛失した場合は、すぐに学校へ連絡してください。故意に壊した場合は弁償していただくことがあります。
- (2) お子様と一緒に使用のルール等(使用時間・インターネットの閲覧等)を決めてください。
端末ごとに通信量は把握されています。通信量が多い場合は、健康被害も心配されるため、使用方法等について問い合わせをさせていただくことがあります。
- (3) 年に数回程度、OS のアップデートが必要となります。
家庭に Wi-Fi 環境がある場合は、家庭の回線を使用してもかまいません。
- (4) 卒業や市外への転出時には、本体の他、付属品も含めて学校へご返却ください。
- (5) 毎日学校で使用しますので、各家庭での充電にご協力をお願いします。